

令和4年6月から児童手当制度が一部変更します

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください。

(1) 特例給付の支給について所得上限額が設けられます

⇒所得額により手当が支給されない場合があります。

(2) 公簿等で確認できる場合は、現況届(※)が不要になります

⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

- ・提出が必要な一部の受給者については、裏面(2)をご確認ください。
- ・転出等により他の自治体へ異動される場合は、現況届の提出が必要な場合がありますので、各自治体にご確認ください。

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監護状況や、生計関係など)を満たしているかを確認するものです。

(1) 所得上限額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得額(児童手当法施行令第3条の規定により計算した所得額)が下表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当等(児童手当及び特例給付)は支給されません。

【注意】所得上限限度額以上となり受給資格を喪失したものの、翌年度の所得が所得上限限度額を下回った場合、**改めて認定請求書の提出が必要となります。**

※児童を養育している方の所得が、下表の

- ①未満の場合…児童手当(児童1人あたり月額10,000円又は15,000円)
- ①以上②未満の場合…法律の附則に基づく特例給付(児童1人あたり月額一律5,000円)
- ②以上の場合…支給なし

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限 限度額		②所得上限 限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者場合含む)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者場合含む)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者場合含む)	774	1002.1	1010	1238

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際の児童手当等の支給判定においては、所得の範囲及び所得額を児童手当法施行令第2条、第3条の規定により給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額を計算し、所得制限を確認します。

裏面に続きます。必ずご確認ください!

(2) 現況届について

ア 旭川市では、令和4年度から公簿等で受給者の現況を確認できる場合は、現況届提出不要です。

※受給者の現況を確認できない次の場合は、現況届が必要です。

- ①離婚協議中で配偶者と別居している場合
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない場合
- ③配偶者からの暴力等から避難しており、住民票の所在地が旭川市と異なる場合
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の場合
- ⑤その他、旭川市から提出の案内があった場合

現況届の提出が必要な方へは旭川市から現況届の案内を郵送します。

イ 次の変更事項があった場合は、児童手当の手続きが必要です。

- ①新たに児童が生まれたとき
- ②受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき（市外・海外転出を含む）
- ③児童を養育しなくなったとき
- ④受給者が離婚したとき、または結婚したとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥国内で児童を養育している者が、海外在住の父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑦受給者・児童が死亡したとき

変更が生じた場合、翌日から15日以内に届け出が必要です。

（例）出生の場合は「誕生日」、市外へ転出する場合は「転出予定日」が基準日です。

届け出が遅れた場合、**その間の手当は受給できません**のでご注意ください。

公務員の場合は、勤務先から児童手当等が支給されます。

⇒次の場合は、**現住所の自治体** と **勤務先** で手続きが必要です。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、外部への派遣などにより、勤務先から児童手当等が支給されない場合

お問い合わせ

旭川市子育て助成課 児童手当担当
TEL：0166-25-6446
0166-24-1121